平成２７年（フ）第２６号
岐阜県大垣市草道島町483番地１　豊和ビル102号
債務者　細野　茂美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
茨城県かすみがうら市上稲吉2010番地100
債務者　佐々木あけみ
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４６号
千葉県印西市浦部593番地
債務者　森園明日香（旧姓小沢）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５５号
千葉県佐倉市上座1234番地28　メゾンタカダヤ２―202
債務者　杉田裕記子（旧姓清瀬）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６１号
千葉県四街道市池花１丁目16番２号
債務者　吾妻　史隆
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６９号
千葉県四街道市大日479番地10
債務者　吉井　茂
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４５号
岡山県倉敷市北畝４丁目８番25号　山﨑プラント株式会社社宅302号
債務者　渡邉　真一
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第８号
茨城県つくば市並木２丁目２番地５　セジュール飯田206号
債務者　戸塚　正昭
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第９号
茨城県つくば市並木２丁目２番地５　セジュール飯田206号
債務者　戸塚　通子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１４号
埼玉県加須市柳生2165番地１　ＣＡＳＡ　Ｆ　ＥＬＩＣＥ　Ａ103号
債務者　高橋　茉唯
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
さいたま市北区植竹町１丁目120番地　石川マンション403号
債務者　高橋　則男
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
さいたま市北区植竹町１丁目120番地　石川マンション403号
債務者　高橋　千代
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地　ハイデンス１―912
債務者　萩山　好孝
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
埼玉県三郷市三郷１丁目５番地９　三増ビル205、旧住所神奈川県茅ヶ崎市萩園1270番地247
債務者　竹森　優子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
埼玉県春日部市中央１丁目49番地５　センターヒルズ春日部１―906
債務者　金子さかえ
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
埼玉県越谷市蒲生２丁目４番12号　シャトル102号
債務者　齋藤　早苗
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番13―1102号
債務者　小原　京子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係